

港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会の開催について

（平成 30 年 11 月 1 日
官民データ活用推進基本計画実行委員会会長決定）

1. 「官民データ活用推進基本計画実行委員会の開催について」（平成 29 年 3 月 31 日官民データ活用推進戦略会議議長決定）第 7 項の規定に基づき、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に位置付けられた港湾の完全電子化と港湾関連データ連携基盤の実現に係る検討等を官民が連携して推進することを目的として、官民データ活用推進基本計画実行委員会（以下「実行委員会」という。）の下に、港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
2. 委員会の構成員は、港湾及び貿易関連手続並びに ICT に関し優れた識見を有する者のうちから実行委員会の会長が指名する者とする。
3. 委員会に座長を置き、座長は、構成員のうちから実行委員会の会長が指名する。
4. 委員会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。
5. 委員会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
6. 委員会の庶務は、国土交通省港湾局をはじめ、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
7. 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。